

はかりを使う事業者のみなさまへ

はかり売り



内容量表示



貴金属売買



宅配便



「取引」にはかりを使うときの

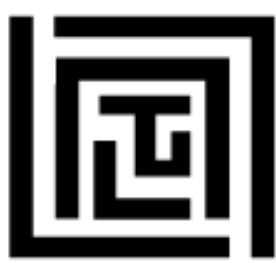
2つの大事なルール

ルール1

はかりは
証印付きを



検定証印



基準適合証印

必ずどちらかの証印が付いたものを使ってください

買い替えの時もしっかり確認を



ルール2

2年に1回
定期検査



はかりも時間が経つと精度が落ちてきます
トラブル防止のためにも必ず定期検査を受けましょう



「取引や証明」に はかり を使用する際のルール

わが国では、日々の生活の中で適正な計量の実施が確保されるよう計量法という法律が定められています。この法律により、次のような「取引や証明」に計量器(はかり)を使用する場合については様々なルールが設かれています。

「取引や証明」の例です。該当するものがないかチェック☑してみてください。

- はかり売りをしている(肉、野菜、魚、お米、お茶、コーヒーなどの食料品、金属、その他)
- 内容量を自店舗で量って商品に表示して販売している(※表示済みの商品を仕入れて販売するものは含みません)
- 給食などの食材を仕入れる際、重さを量って代金を確定させている
- 貴金属の重さを量って売買している
- 宅配便の料金を、荷物の重さを量って決定している

【注意】販売等を伴わない目安としてとしての計量や、調理のためにはかりを使用するケースは、これら「取引や証明」には該当しません。



<該当するものがあったかた>

計量器(はかり)の使用者登録をしますので、表面の長崎市消費者センターまで、①事業所名・②住所・③電話番号をお知らせください(メール可)。※既に登録済みのかた(市の定期検査を受けているかた)は不要です。

<計量法第2条第2項>

この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

必ず「検定証印」または「基準適合証印」が付いたはかりを使ってください

「取引や証明」に使用する計量器は、適正な計量の実施を確保するための厳しい基準をクリアしたものである必要があります、そのような計量器にはそのしるしとして、「検定証印」または「基準適合証印」のいずれかが付いています。「取引や証明」に使用する計量器は、必ずこれらの証印(表示や刻印)が付いたものを使ってください。



検定証印



基準適合証印



【注意】これは家庭用はかりのマークです。「取引や証明」には使えません。



罰則 証印がない計量器を「取引や証明」に使用した場合、6か月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金、または両方が科される場合があります。(計量法第172条第1条第1号)

2年に1回 定期検査を受けてください

「取引や証明」に使用する計量器は、2年に1回、長崎市が実施する定期検査を受ける必要があります。定期検査は、奇数年度に市内北西部地区及び旧合併町地区を、偶数年度に旧合併町地区を除く市内東南部地区をそれぞれ対象に検査を実施しています。



日時や場所については、対象者にお知らせを送付するほか、ホームページにも掲載します。また、都合がつかない場合や検査にはかりを持ち出せない場合は、民間の検査センターに依頼し、ご自身の事業所で検査を受けることもできます。その他、定期検査の詳細はホームページをご覧ください。はかりも時間が経つと精度が落ちてきます。トラブル防止のためにも必ず定期検査を受けましょう。

【検査手数料】※主なもの

電気式はかり	100kgまで	1400円
	250kgまで	1800円
電気式以外のはかり	100kgまで	500円
	250kgまで	900円

【民間の検査センター】

長崎大和計量検査センター(宿町) TEL095-839-1602

長崎はかり検査センター(長与町) TEL095-856-9867

※出張料等が発生する場合があります



↑定期検査ホームページ

罰則 定期検査を受けなかった場合、50万円以下の罰金が科される場合があります。(計量法第173条第1項)

正しい計量は、安全安心な消費生活の基盤となるとても大事なことです。ルールに違反した場合、重い罰則もありますが、何より社会的信用を大きく損なうことになってしまいます。トラブルを避けるためにも、ルールを守って正しい計量を心がけましょう！

